

令和5年度中に策定、変更が予定されている計画等について

計画等の名称	計画期間	区分 策定 または 変更	法律上の位置づけ				その他	備考(根拠法令、上位計画等)	所管課名
			法定 受託	義務	努力 義務	任意			
滋賀県希望が丘文化公園活性化方針	—	策定					○	策定は令和6年度を予定しているが、令和5年度中に委員会で骨子案を報告予定。	文化芸術振興課
滋賀県障害者文化芸術活動推進計画 (第2次)	令和6年度～ 令和10年度	策定			○			根拠法令：障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(第8条) 上位計画：滋賀県文化振興基本方針、滋賀県障害者プラン	文化芸術振興課
美の魅力発信プラン	令和3年度～ 令和7年度	変更					○	目標年度である令和7年度に向けて、取組3年目に当たる令和5年度にプランの中間見直しを行う。	文化芸術振興課